

福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

令和5年12月26日
福岡県告示第805号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、福岡県が施工する建設工事等（建設工事のほか、建設工事に附帯する工事、調査、設計等を含む。）の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、令和6年4月1日から施行する。

福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号。以下「旧告示」という。）は、令和6年3月31日限り廃止する。

なお、この告示の施行前に、旧告示に基づいて決定された等級別格付は、この告示により決定されたものとみなす。

第1 競争入札に参加することができない者

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ1に該当する者を除く。）
- 4 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課された者であって、当該届出の義務を履行していないもの
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- 5 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- 6 消費税及び地方消費税に未納のある者
- 7 福岡県税に未納のある者
- 8 建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、法第3条第1項の規定による許可を受けていないもの
- 9 建設工事については、法第27条の23第1項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- 10 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

第2 入札参加資格

1 建設業者の場合

- (1) 別記に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案し、次に掲げるところにより、等級別に格付し、各等級に対応する工事について入札に参加する者を定める。
 - ア 土木一式工事については、A等級からD等級まで
 - イ 建築一式工事については、Aa等級からD等級まで

- ウ 舗装工事については、A等級からC等級まで
- エ 電気工事及び管工事については、A等級からD等級まで
- オ その他の専門工事については、A等級からD等級まで

(2) (1)により格付された業者であっても、事情により、その上下の等級に係る競争入札に参加させることがある。

(3) 等級の格付決定後、組織変更等により事業を承継した場合は、当該等級を承継することができる。

- 2 その他の業者の場合
等級別格付は、行わないものとする。

第3 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後において最初に到来する4月末日までとする。

第4 入札参加資格審査申請の方法

入札参加資格審査申請の方法及び申請の時期は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するものとする。

第5 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別記

1 客観的事項の審査基準

法第27条の23第3項の規定により、国土交通大臣が定めた審査の基準による。ただし、経常建設共同企業体にあつては構成員の、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けたもの（以下「組合」という。）が工事種別ごとに5人以内の組合員を指定した場合（以下、当該指定を受けた者を「審査対象者」という。）にあつては組合及び審査対象者のそれぞれの審査結果を基礎に、次に定めるところにより調整を行う。

なお、審査対象者は、第1の1から10までのいずれにも該当しない者であり、かつ、組合の理事又は組合の理事が役員となっている法人でなければならない。

(1) 経常建設共同企業体

ア 経常建設共同企業体の経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とする。

イ 経常建設共同企業体の経営状況分析に係る評点は、各構成員について算出される経営状況分析得点の平均値によるものとする。

ウ 経常建設共同企業体の建設業種類別技術職員数は、各構成員の技術職員数の和とする。

エ 経常建設共同企業体の労働福祉の状況、工事の安全成績、建設業経理事務士等の数は、各構成員のそれぞれの和とし、営業年数については各構成員の営業年数の平均値によるものとする。

(2) 組合

1の(1)の規定を準用する。この場合において、1の(1)中「経常建設共同企業体」とあるのは「組合」と、「各構成員」とあるのは「当該組合及び各審査対象者」と読み替えるものとする。

2 主観的事項の評定

工事成績、信用度等により行うものとする。